

当社の原子力発電所の状況

2019年10月
関西電力株式会社



目 次

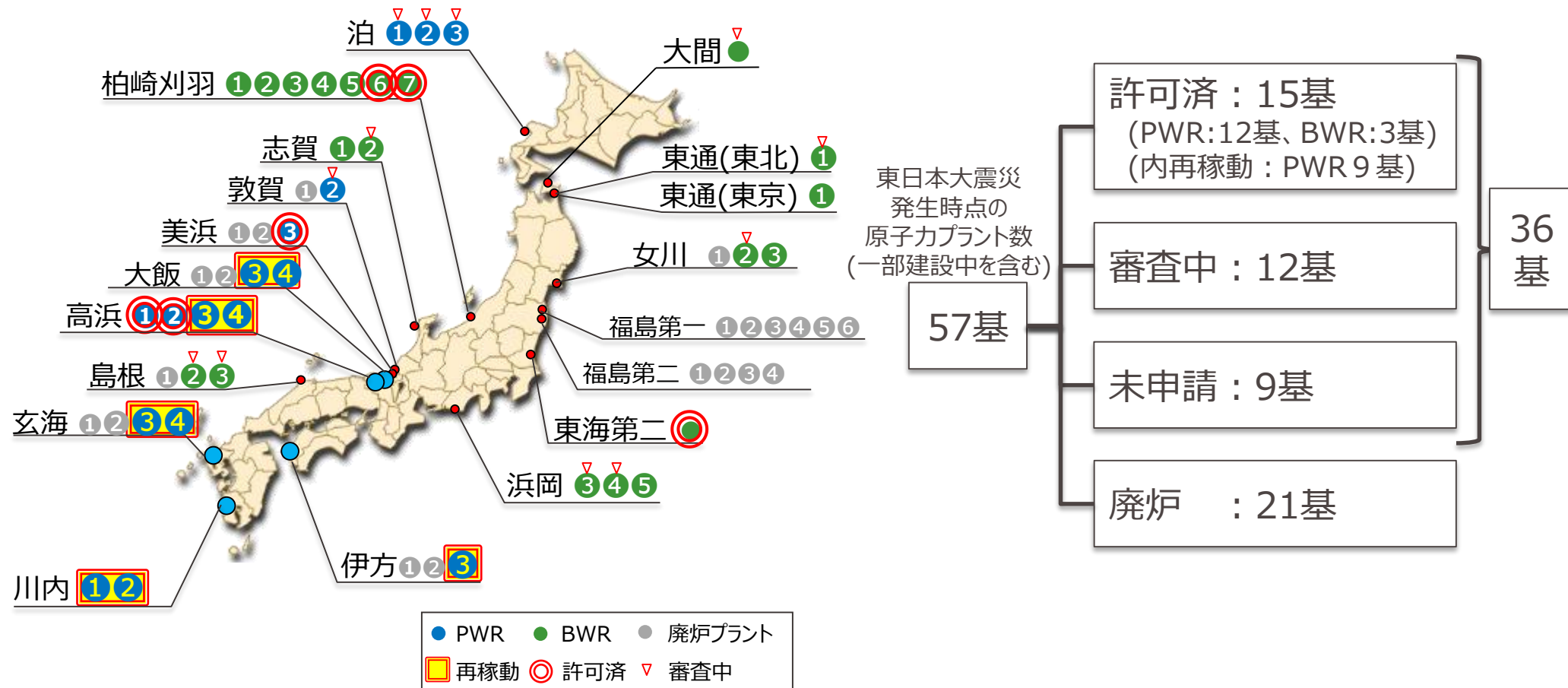
1．再稼動への取組み

2．トピックス

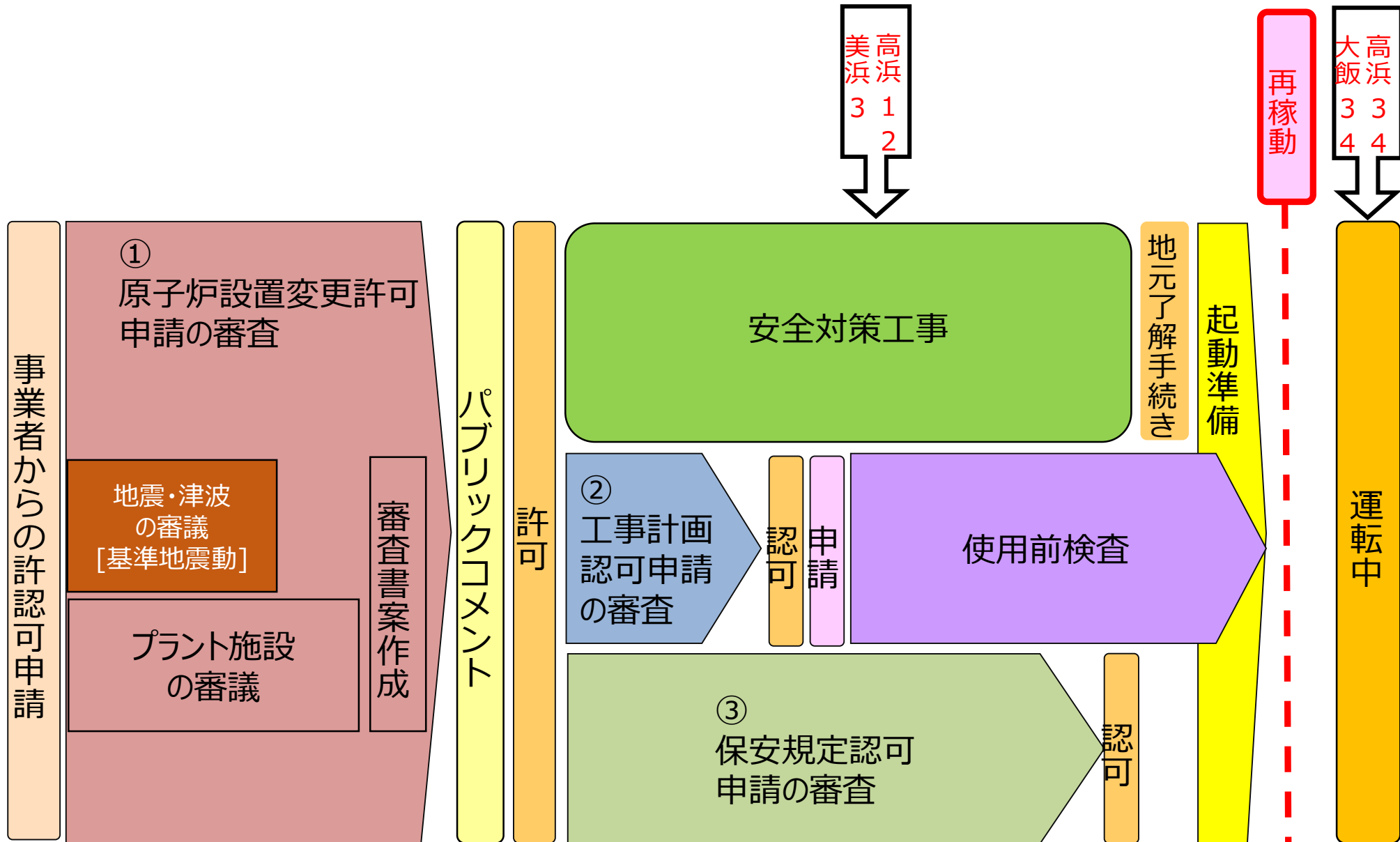
- (1) 美浜 1, 2 号機の廃止措置の状況
- (2) 大飯 1, 2 号機の廃止措置の状況
- (3) 特定重大事故等対処施設の概要

3．まとめ

1. 再稼動への取組み



- 許可済のプラント15基のうち、当社のプラントは約半数の7基。
- また、このうち40年を超える期間の運転を認められているプラントは4基。
うち、当社では美浜3号機、高浜1,2号機の3基。



高浜 3, 4 号機、大飯 3, 4 号機の状況

5

	2018年度				2019年度				2020年度			
高浜 3 号機	▼8/3 ▼11/9(12/7)				▽1月上旬				▽4月中旬 (5月上旬頃)			
	運転	定期検査	運転				定期検査	運転				
高浜 4 号機	▼5/18 ▼9/3(9/28)				▼9/18				▽12月中旬 (1月上旬頃)			
	運転	定期検査	運転				定期検査	運転				
									定期検査			
大飯 3 号機	▼(4/10)				▼4/11 ▼6/28(7/23)				▽8月中旬			
	運転				定期検査	運転				定期検査	運転	
大飯 4 号機	▼5/11(6/5)				▼7/4 ▼9/15(10/10)				▽11月上旬			
		運転				定期検査	運転				定期検査	運転
	定期検査								▽1月下旬 (2月中旬頃)			

() は総合負荷性能検査受検希望日

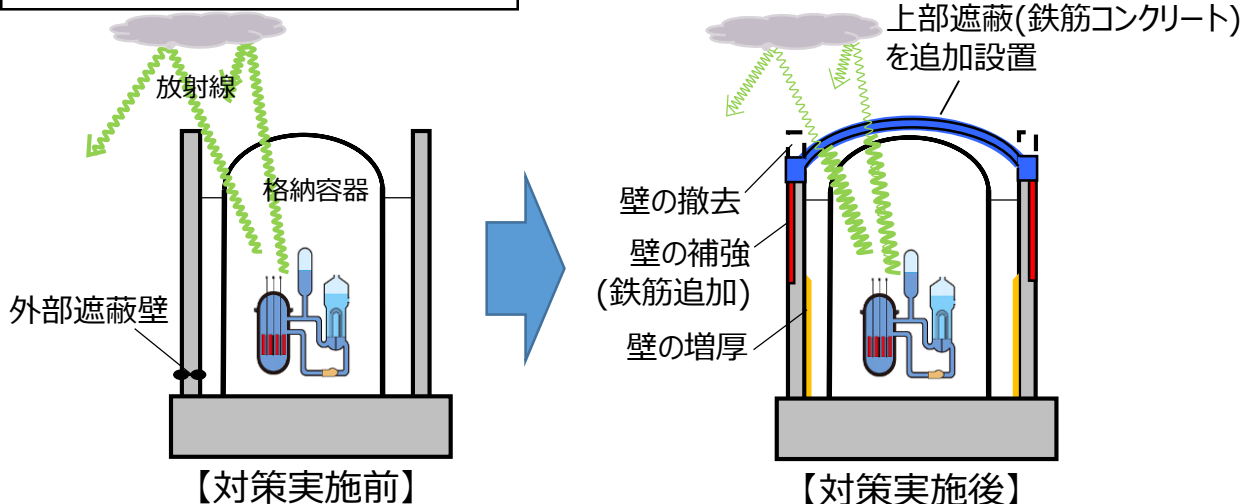
高浜 1, 2 号機の状況

○再稼動に係る許認可審査、および運転期間延長に係る審査は完了している。

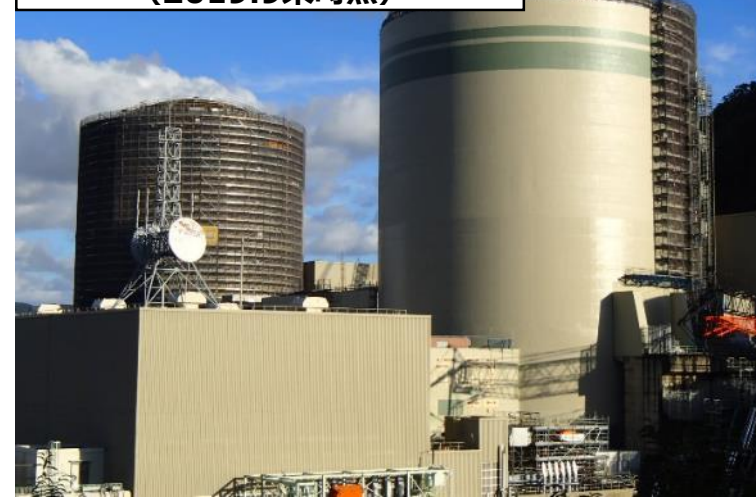
○60年までの運転に向けた安全性向上対策工事を実施中。

	2016年度	2017年度	2018年度～
高浜 1, 2 号機	▼4/20 設置変更許可 ▼6/10 工事計画認可 ▼6/20 運転期間 延長認可	運転期間延長 認可期限 7/7 方針決定および 工事着手 9/8 安全性向上対策工事 ・格納容器上部遮蔽設置工事 ・燃料取替用水タンク取替工事 ・火災防護対策工事 ・中央制御盤取替工事 ・海水取水設備移設工事（2号機のみ）	1号機 ▽2020.5 2号機 ▽2021.1

格納容器上部遮蔽設置工事イメージ



格納容器上部遮蔽設置工事の状況
(2019.9末時点)



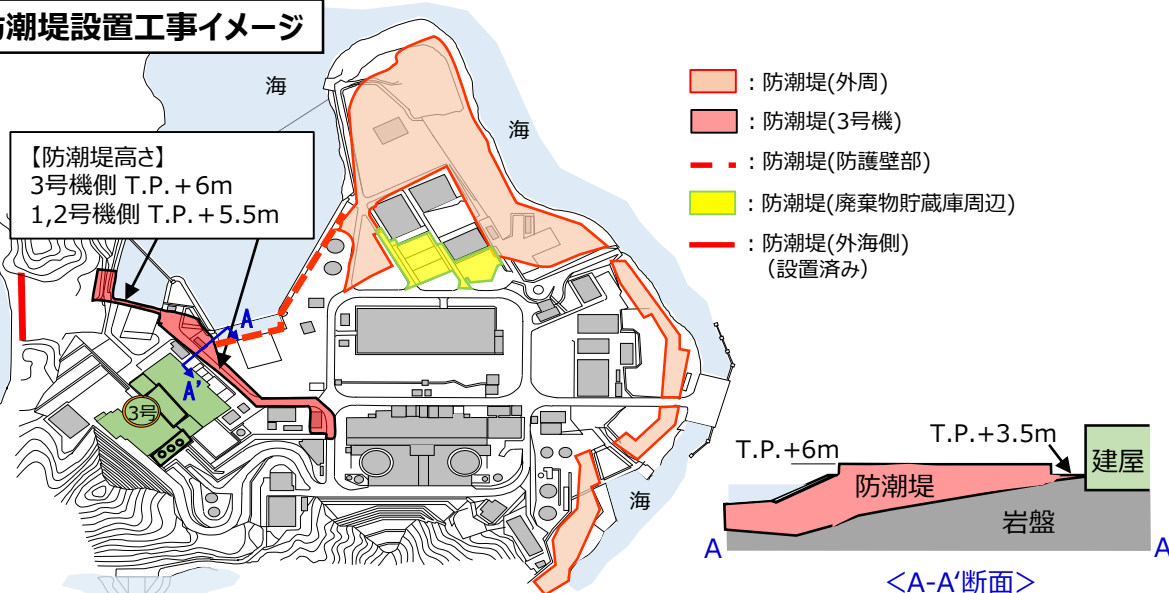
美浜 3 号機の状況

○再稼動に係る許認可審査、および運転期間延長に係る審査は完了している。

○60年までの運転に向けた安全性向上対策工事を実施中。

	2016年度	2017年度	2018年度～
美浜 3 号機	▼10/5 設置変更許可 ▼10/26 工事計画認可 ▼11/16 運転期間延長認可 運転期間延長 認可期限 11/30	方針決定および 工事着手 6/8 安全性向上対策工事 ・防潮堤設置工事 ・使用済燃料ピットラック取替工事 ・炉内構造物取替工事 ・燃料取替用水タンク取替工事 ・火災防護対策工事 ・中央制御盤取替工事	▽2020.7

防潮堤設置工事イメージ



防潮堤設置工事の状況 (2019.10時点)



2. トピックス

- (1) 美浜 1, 2 号機の廃止措置の状況
- (2) 大飯 1, 2 号機の廃止措置の状況
- (3) 特定重大事故等対処施設の概要

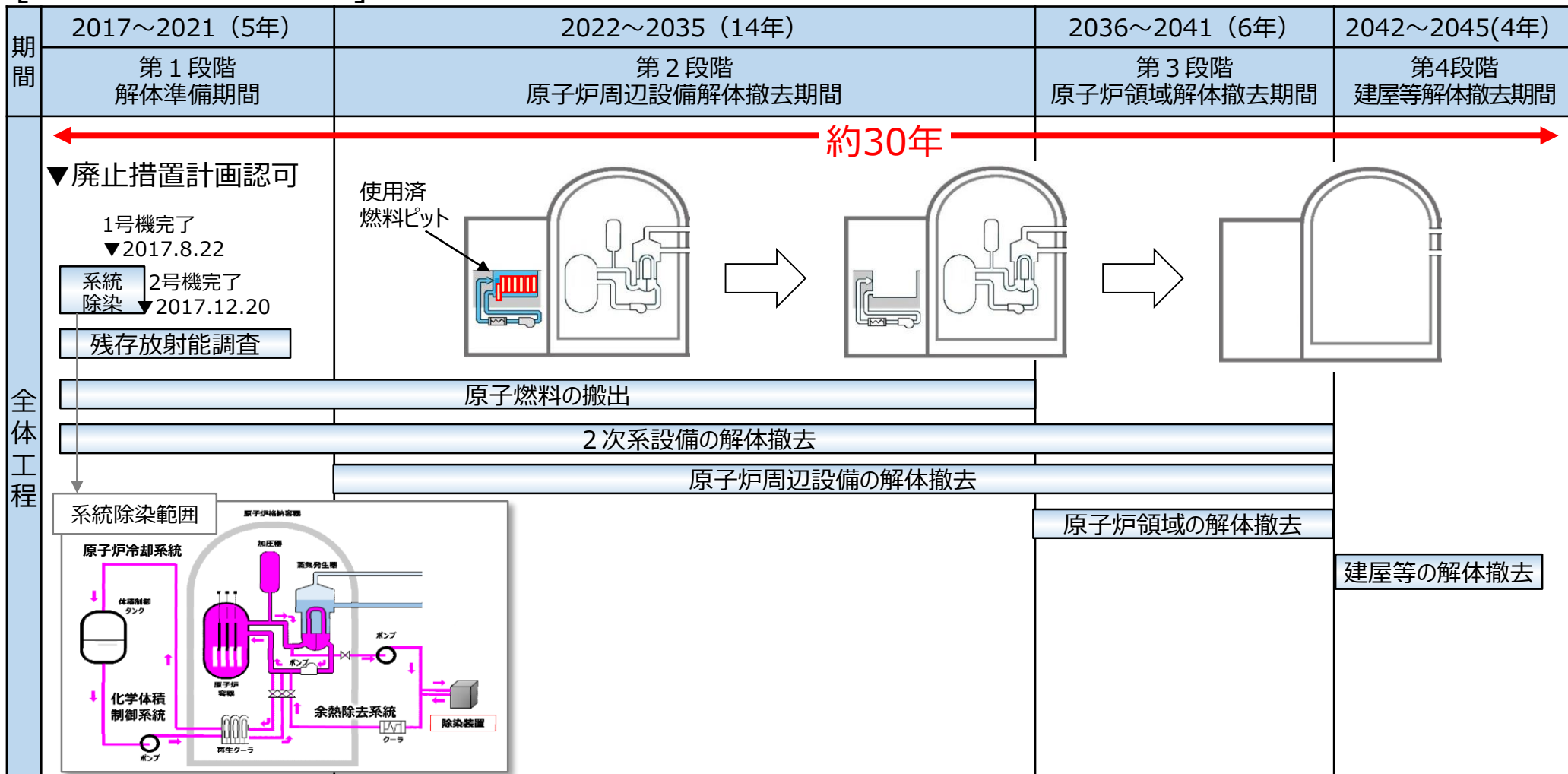
(1) 美浜 1, 2 号機の廃止措置の状況

9

○2015年3月17日 廃止を決定し、同年4月27日をもって廃止

○2017年4月19日 廃止措置計画認可

[廃止措置の全体工程]



- 2017年12月22日 廃止を決定し、2018年3月1日をもって廃止
- 2018年11月22日 廃止措置計画認可申請
- 廃止措置計画が認可となれば、以降、廃止措置に係る施設定期検査を9ヶ月ごとに実施し、設備の健全性を確認していく

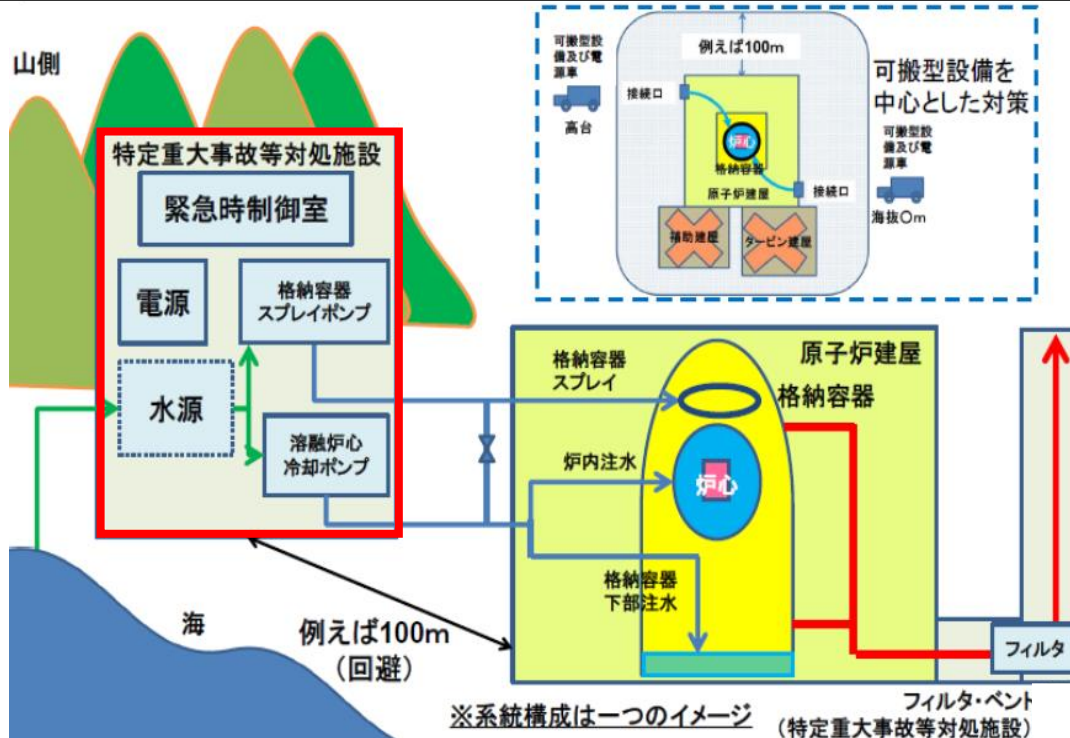
【廃止措置の全体工程】

期間	2018（認可後）～2026年度	2027～2037年度	2038～2044年度	2045～2048年度
	第1段階 解体準備期間	第2段階 原子炉周辺設備解体撤去期間	第3段階 原子炉領域解体撤去期間	第4段階 建屋等解体撤去期間
全体工程				
	▽廃止措置計画認可			
	系統除染			
	残存放射能調査			
	原子燃料の搬出			
	2次系設備の解体撤去			
		原子炉周辺設備の解体撤去	原子炉領域の解体撤去	建屋等の解体撤去

特重施設等については、当社として、発電用原子炉施設の更なる安全向上のために必要なものと認識しており、早期完成に向けて引き続き最大限の努力を継続してまいります。

意図的な航空機衝突などへの対策

- ①意図的な航空機衝突などへの可搬型設備を中心とした対策（可搬型設備・接続口の分散配置）
- ②更にバックアップ対策として常設化を要求（特定重大事故等対処施設の整備）



特重施設
経過措置期限

特重施設等の審査・工事（5年）

本体工事
計画

▽認可

安全対策工事

▽合格

使用前検査

運転

措置期限は、本体認可から5年

- 当社グループがこれまで事業を続けてこられたのは、お客さまや社会・地域の皆さまから賜る信頼のおかげであり、この信頼の源泉となるのが「安全」です。
- 高浜3,4号機、大飯3,4号機で、安全・安定運転の実績を一つひとつ積み重ねていきます。
- 廃止措置の実施にあたっては、必要な対策等を講じ、安全最優先で進めていきます。
- 特重施設等については、当社として、発電用原子炉施設の更なる安全向上のために必要なものと認識しており、早期完成に向けて引き続き最大限の努力を継続してまいります。
- 当社は、信頼回復に全力を尽くすとともに、原子力における日本のリーディングカンパニーを目指し、原子力発電の安全性をたゆまず向上させていきます。